

教育委員会教育長 訓令番号	教育委員会教育長訓令名	公布年月日
教育委員会 訓令第2号	さいたま市教職員服務規程の一部を改正する 訓令	令和4年5月31日

さいたま市教育委員会訓令第2号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程（平成13年さいたま市年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休暇) 第10条 [略] 2～7 [略] 8 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第21号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、ボランティア活動計画書を添えなければならない。 9 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第23号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、要介護者の状態等申出書を添えなければならない。 10～12 [略]	(休暇) 第10条 [略] 2～7 [略] 8 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第20号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、ボランティア活動計画書を添えなければならない。 9 教職員が、勤務時間等規則第24条第1項第22号に規定する休暇を受けようとするときは、第6項の規定による願い出の際、要介護者の状態等申出書を添えなければならない。 10～12 [略]

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。